

エコロピアの森を活用した地域活性化事業に関する基本協定書

東御市（以下「甲」という。）と和北部三区連絡協議会を構成する田沢区、西入区及び東入区（以下「乙」という。）及び株式会社 長野建材（以下「丙」という。）は、エコロピアの森を活用した地域活性化事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域資源を有効に活用して地域経済の活性化を図り、持続可能な地域社会づくりにつなげることを目的に、丙がエコロピアの森へ多目的キャンプ場施設を整備し、その運営に取り組んでいくこと（以下、「本事業」という。）に関して、甲、乙及び丙がパートナーとして互いに連携協力していくための役割及び必要な事項について定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、協定の締結の日から令和13年7月13日までとする。ただし、本協定の期間満了の日までに甲、乙及び丙いずれからも特段の意思表示がなされないときは、本協定は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 この協定の目的の達成上、特に必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、この協定を更新することができる。

（役割）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に定める役割を果たすものとする。

（1）甲は、本事業が円滑に実施されるよう事業全体を監督するとともに、乙及び丙との調整を行うものとする。

（2）甲または丙は、本事業により、交通量の増大や滞在者の増加に伴い、事故、火災等の発生の恐れが生じ、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすと認められる場合は、甲、乙及び丙と協議のうえ、生活環境保全のため道路改良、防火対策等の必要な対策を構じるものとする。

（3）乙は、本事業が地域の持続的発展に貢献する取り組みであることを理解し、甲及び丙とともに地域の賑わいづくりに資する交流事業等に協力するものとする。

（4）丙は、本事業の実施にあたり、法令を遵守し、乙及び周辺住民の理解のもと、自らの責任において誠実に事業を実施するものとする。

（5）丙は、西入区の規約に従い、区の一員として区の活動に協力するものとする。

（連絡協議会の設置）

第4条 本事業の実施にあたり、前条第1号に規定にする調整にあたり、甲、乙及び丙を構成員とする連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会は、構成員のうち、いずれかが連絡協議会の開催を求めた場合に開催するものとし、甲が主宰する。

3 連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が別に定める。

（信義誠実の義務）

第5条 甲、乙及び丙は、相互に協力し、信義を重んじ誠実にこの協定を順守しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、本事業の実施にあたり知り得た個人情報を適切に取り扱うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は、協議してこれを定める。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月14日

甲 住 所（所在地） 東御市県281番地2

氏 名 東御市長 花岡利夫



乙 住 所（所在地） 東御市和

氏 名（名 称） 田沢区

代表者 氏 名 区長 小山肇治

住 所（所在地） 東御市和

氏 名（名 称） 西入区

代表者 氏 名 区長 関和友

住 所（所在地） 東御市和

氏 名（名 称） 東入区

代表者 氏 名 区長 小田切隆治

丙 住 所（所在地） 東御市県430

氏 名（名 称） 株式会社長野建材

代表者 氏 名 代表取締役 谷口整一